



令和6年6月28日
観光庁

訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査等を行いました

観光庁では、訪日外国人旅行者が安心・安全に旅行できるよう、医療機関における受入環境の整備や、訪日外国人旅行者に対する民間医療保険の加入促進に向けた取組を実施しています。

この一環として、訪日外国人旅行者の医療機関受診や、民間医療保険加入状況等にかかる実態調査を行うとともに、訪日外国人旅行者に保険加入の必要性について周知する広報ツールに関する調査を実施しました。

本調査の結果を踏まえ、引き続き、関係省庁と連携し、受入環境の整備や保険加入の促進に取り組んでいきます。

1. 訪日外国人旅行者の医療機関受診・民間医療保険への加入状況等の実態調査

(1) 調査実施概要

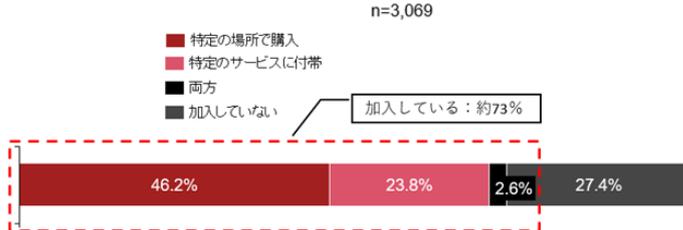
- <調査内容> 訪日外国人旅行者を対象にアンケートを実施
- <調査期間> 令和5年10月～令和6年2月
- <調査場所> 国内5空港
- <回答件数> 3,069件

(2) 調査結果の概要

① 医療機関受診・民間医療保険への加入状況について

- 訪日旅行中に病気・怪我になったと回答した訪日外国人旅行者の割合は、前回調査（令和元年度）とほぼ同じ約4%であり、うち約6割が風邪・熱の症状でした。
- 今回の訪日旅行にあたって、民間医療保険に加入したと回答した割合は、前回調査（令和元年度）とほぼ同じ約73%でした。
- 民間医療保険に加入していない理由については、滞在日数が短い、体力・健康に自信がある、との回答が多くを占めました。

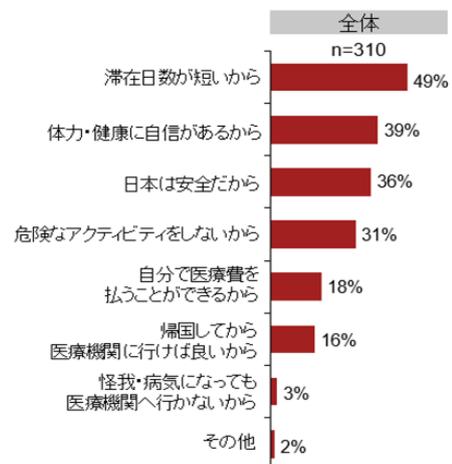
今回の訪日旅行における病気・怪我になったときの医療費をカバーする保険の加入状況
母数(n)：全体



(参考) 前回令和元年度調査では、約74%の方が「加入している」と回答

保険に加入する必要がないと考えた理由

母数(n)：旅行保険に加入する必要性を感じなかったと回答した人



② 訪日外国人旅行者向け旅行保険について

- 訪日外国人旅行者向けに主要空港や日本政府観光局（JNTO）ウェブサイト等で周知を行っている、日本入国後に加入可能な旅行保険（インバウンド旅行保険）に加入したと回答した割合は、全体の5%でした。

- うち、この保険を購入しておらず、知らなかったと回答した人に対し、知っていたら加入したと思うかと質問したところ、3割が「加入したと思う」と回答しました。

(参考) 訪日外国人旅行者向け旅行保険

- ・ 訪日客向けに日本政府観光局 (J N T O) 等で周知している、訪日旅行中に病気・怪我になったときの医療費をカバーする旅行保険。
https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html
- ・ 1,000万円までの医療費補償の他に、通訳サービス、医療費のキャッシュレス対応交渉などの各種サービスが付帯されており、日本入国後 (5日以内) でもオンラインで加入可能。

調査結果の詳細については、別添「令和5年度『訪日外国人旅行者の医療に関する実態調査』結果」をご覧ください。

2. 訪日外国人旅行者への民間医療保険加入を促進するための広報ツールに関する調査

(1) 調査実施概要

<調査内容> 民間医療保険加入の必要性を周知するポスターについて、複数のパターン (案) を作成し、訪日外国人旅行者への伝わりやすさに関するアンケートを実施

<調査期間> 令和6年1月

<調査場所> 国内2空港

<回答件数> 311件

(2) 調査結果の概要

ポスター (英語版)

現行版



改訂案A



改訂案B



○現行版

日本旅行中に高額な医療費が発生する可能性について上部に説明文を記載し、高額医療費発生事例として750万円の支払い例を円表記で記載。

○改訂案A

高額の医療費が発生する可能性について上部に簡潔に記載し、高額医療費発生事例の部分については米ドル表記の金額を大きく記載。

○改訂案B

病気や怪我への備えの呼びかけを上部に簡潔に記載し、日本で治療を受けた訪日外国人旅行者の約1割が700米ドル (10万円程度) 以上の医療費を支払っている旨を記載。

(3) 改訂案への評価

- 民間保険加入の必要性については、「改訂案B」への評価が最も高くなりました。
- 高額支払いの可能性やわかりやすさについては、「改訂案A」への評価が最も高くなりました。

3. 調査結果を踏まえた今後の取組み

本調査結果を踏まえ、訪日外国人旅行者に対し、一定の割合で怪我や病気になるケースや医療費が高額になるケースがあることについて、引き続き的確に周知を行うことが必要と考えられます。

また民間医療保険への加入について、地域別の未加入理由も考慮した必要性の周知を行っていくことや、日本入国後にも加入できる旅行保険に係る「旅マエ」段階も含めた周知等の加入促進を図っていくことが必要と考えられます。

観光庁では、引き続き、関係省庁と連携し、受入環境の整備や保険加入の促進に取り組みます。

【問合せ先】 観光庁 参事官 (外客受入) 担当: 中島、五位淵

TEL 03-5253-8111 (内線: 27-911)、03-5253-8972 (直通)

E-mail: hqt-gaikyakuanzen*gxb.mlit.go.jp

注: メール送信の際は「*」を「@」に置き換えてください。

メールをお送りになる際には、「*」を「@」(半角)に直してください。